

ひょうご復興まちづくりアドバイザー派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37法律第150号）第2条第1項の規定による指定を受けた災害をいう。次条第1項において同じ。）からの復興に向けて住民が主体的に取り組むまちづくり活動（以下「復興まちづくり」という。）を支援することを通じて、本県における復興まちづくりに係る専門家を育成するひょうご復興まちづくりアドバイザー派遣（以下「アドバイザー派遣」という。）に関して必要な事項を定める。

(事業内容)

第2条 知事は、激甚災害の被災地の住民団体等からのアドバイザー派遣の要請（第4条及び第5条において「派遣要請」という。）に基づき、復興まちづくりを支援する意欲のある専門家で適当と認められるものを当該被災地に派遣するものとする。

2 前項の派遣をする専門家（以下「アドバイザー」という。）は、復興まちづくりに係る次に掲げる取組を支援するものとする。

- (1) 機運の醸成
- (2) 体制の構築
- (3) 計画等の策定及び当該計画等の実施に向けた合意の形成
- (4) 前3号に掲げるもののほか、復興まちづくりの推進に必要な取組

3 アドバイザー派遣に要する経費（第10条において「派遣費用」という。）は、別紙に定めるとおりとする。

4 一の住民団体等に対するアドバイザー派遣は、原則として、第5条第2項に規定する派遣決定をした日から起算して3年以内の期間に限り、するものとする。

5 アドバイザーは、派遣期間終了後に、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターに対して、ひょうごまちづくり専門家バンクの登録を申請するものとする。

(専門家の届出)

第3条 前条第1項の専門家は、まちづくり活動（災害からの復興に係るものを含む。）の支援に関する実績その他のアドバイザー派遣の円滑な実施に資する事項を、ひょうご復興まちづくりアドバイザー届出書（様式第1号）により、知事に届け出ることができる。

(派遣要請)

第4条 派遣要請をしようとする住民団体等は、ひょうご復興まちづくりアドバイザーパ派遣要請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(派遣決定)

第5条 知事は、派遣要請の内容が、第2条第2項各号の取組に該当し、専門家の育

成に資すると認めるときは、派遣先の市町村と協議の上、アドバイザー派遣を決定するものとする。

- 2 前項の決定（以下「派遣決定」という。）には、知事が必要と認める条件を付することができる。
- 3 知事は、派遣決定したときは、その旨を、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める通知書により、通知するものとする。
 - (1) 派遣要請をした住民団体等 ひょうご復興まちづくりアドバイザー派遣決定通知書（様式第3号）
 - (2) アドバイザー ひょうご復興まちづくりアドバイザー派遣通知書（様式第4号）

（派遣決定の変更）

第6条 前2条の規定は、派遣決定の内容の変更を要請しようとする場合について準用する。

（派遣決定の取消し）

第7条 知事は、アドバイザーが派遣決定又は派遣決定に付した条件に従わないときその他の知事が必要と認めるときは、派遣決定を取り消すことができる。

- 2 第5条第3項の規定は、前項の取消しをした場合について準用する。

（実施計画の提出）

第8条 アドバイザーは、派遣決定に基づき、1旅行ごとに、ひょうご復興まちづくりアドバイザー実施計画書（様式第5号）を、知事に提出しなければならない

（実績報告）

第9条 アドバイザーは、復興まちづくりを支援したときは、1旅行ごとに、ひょうご復興まちづくりアドバイザー実施報告書（様式第6号）を、知事に提出して、当該支援の実績を報告しなければならない。

（費用の支払）

第10条 知事は、アドバイザーが、派遣決定に基づき、復興まちづくりを支援したときは、当該アドバイザーに対し、派遣費用を支払うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、この要綱の決裁の日から施行する。
- 2 令和6年度中においては、知事は、本要綱に準じて、試行的にアドバイザーを派遣することができる。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 11 日から施行する。